

輪島市監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年10月18日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



# 定期監査結果報告

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

## 2 監査実施日及び監査対象課

平成29年10月6日（金） 選挙管理委員会事務局

## 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

## 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度監査資料（平成29年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

## 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○選挙権年齢の18歳以上引き下げや、投票時間の延長及び投票区の増加の施行など、投票率の拡大に向けて様々な施策がなされている。また、若い世代に政治や選挙に関心を持ってもらうために、高校生に対して模擬投票などを行い、啓発周知活動も継続的に行っている。高齢化による立会人等の人手不足など、過疎地が抱える問題点もあるが、今後も、公正な選挙事務活動に職員一丸となって尽力されることを期待したい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。